

国の産業配置政策と自治体の企業誘致

五島哲男 金子延康

一 ―はじめに

国の産業配置政策では横浜市等の大都市から工場を追い出そうとしている、ということから話を始めよう。



図一 既成市街地と近郊整備地帯

横浜市は首都圏整備法で定められた一本の線によって二つの区域に分けられている(図一)。この線は川崎市境と第三

京浜が交わるあたりから始まり、くねくねと曲がりながら、港北インターチェンジ、二俣川、東戸塚、港南台のそばを通り、野島へ至っている。この線より海側が既成市街地、山側が近郊整備地帯である。

この既成市街地は工業等制限法(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律)によって工業等制限区域とされ、原則として工場および大学等の教室の新増設が禁じられている。また、工業再配置促進法においても既成市街地は、当該地域内にある工場の移転を図る

ことが必要な地域に移転促進地域と定められている。

横浜市は日本最大の工業集積地である京浜工業地帯を抱え、今後とも高度な工業を集積させようと努めているにもかかわらず、国は横浜市等の大都市から工業機能を分散させようとしている。それはいかなる理由によるものであろうか。

本論文では、工業を中心とする産業の分散政策がどのような考え方に基づいて進められているのか、また、このような産業配置政策の下で各自治体がどのような産業誘致政策を展開しているのか、このような条件のもとで横浜はどのような産業誘致政策をとるべきかについて述べる。

一 ―はじめに

- 一 ―はじめに
- 二 ―首都圏整備法の考え方
- 三 ―国土総合開発計画の考え方
- 四 ―今後の産業配置
- 五 ―企業誘致施策の現状
- 六 ―企業立地行動と助成策
- 七 ―企業誘致策の方向

二 ―首都圏整備法の考え方

先に、首都圏整備法で定められている線によって産業配置の考え方が異なることを紹介した。それでは首都圏整備法はなぜこのような線を定めているのだろうか。

首都圏整備法は「わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的」として制定され、首都圏基本計画等の整備計画を策定することを定めている。現行の基本計画は昭和五十一年に決定され、昭和六十年までを計画期間とする第三次計画であり、産業の配置については次の三つの基本方向を打ち出して

いる。

(1) 東京が有する中枢機能を十分に發揮できる環境を整備しつつ、全国的な視点からこれらの機能について選択的分散を図る。

(2) 首都圏全体として、人口および産業の規模の増大を抑制する。

(3) 東京大都市地域（既成市街地および近郊整備地帯）については、都市環境の歪の是正を図るとともに、今後の自然増等による市街地の膨脹の計画的な誘導を図る。

そしてこれらの基本方向の背景には、地震等の災害に対する安全・水質・大気等に関する環境、水等の資源などの面から、都市の巨大化を制約する条件が顕在化しているという認識と、今後自然増を主因として相当の人口増が見込まれるという予測がある。

三——国土総合開発計画の考え方

首都圏基本計画では首都圏における産業等の諸機能を分散させようとしているが、これと整合性がとれた形で全国を対象とした計画が第三次全国総合開発計画として昭和五十二年に策定されている。

この三全総の基本となる考え方は定住圏構想である。定住圏構想の目的は二つある。一つは、伝統的文化に根ざし自然・

生活・生産環境の調和のとれた総合的居住環境の形成を図ることであり、もう一つは、大都市への人口と産業の集中を抑制するとともに地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活圏を確立することである。そしてこの目的を達成するために、生活環境施設・生産施設の整備と管理が一体として行われ、住民の意向が十分反映される計画上の圏域を流域圏、通勤通学圏、広域生活圏を基に想定する必要がある、としている。

全総（昭和三十七年）の拠点開発構想、新全総（昭和四十四年）の交通・通信の全国ネットワークと巨大プロジェクト構想と比べると、三全総の定住圏構想は居住環境にかなりのウェイトが置かれていることもあって、ややその傾向が弱まっているが、基本方向は全総以来一貫して大都市から地方への産業分散である。

それではなぜ地方への分散なのであるうか。この問題を考えるには、全総策定の少し前に発表された太平洋ベルト地帯構想（昭和三十六年）についての議論を振り返るのが有益である。この計画は、所得倍増計画を実現するために太平洋ベルト地帯に集中投資をし、この地域の工業開発を進めようというものである。すなわち、道路や鉄道などの産業基盤が既に整備され工業も集積している地域にさらに投資を行い、これら既存の資源を有

効に活用しながら効率的に日本を高度成長のレールに乗せようという考え方である。

しかし、この構想が発表されると、地域間の所得格差をさらに拡大するものであるとして、太平洋ベルト地帯以外の所から激しい反発が寄せられた。その結果、この構想の一年後に発表された全総では全く方向の違う地方への産業分散という考え方が取られることになった。すなわち極端に言えば、この議論は国際社会の中で日本の経済を急速に成長させることを重視するか、あるいは国内の地域間バランスのとれた発展を優先するかという対立であった。そして、その結果はバランスを優先することであった。産業政策というのは経済的側面からだけで決定されるのではなく、国内政治力学からも大きな影響力を受けるのである。

さらに、地方への産業分散政策がとられてきたことについてはもう一つ大きな理由がある。それは全総や新全総で考えられていた産業開発の内容が鉄鋼や石油化学コンビナートの建設であったことである。これらのコンビナートは広大な土地、大量の水や電力等を必要とした。そのため、これらの資源が豊富に存在する地方に計画せざるをえなかったのである。

四——今後の産業配置

今、国の各種計画は変化の過程であり、それらの変化に十分取り入れられるかどうかは別にして、これまでの産業配置を規定してきた構造が変りつつある。

首都圏基本計画も全国総合開発計画も現在改訂作業中である。その中間報告を見ると、表現の強さには変化があるにしても、地方への分散という基本方向は変りそうもない。縮まってきたとはいえず、依然地域間の所得格差が存在しているこ

表一 1 サービス経済化の進展

	就業者数		就業者数の変化			
	昭和55年	50年	45年	55年—50年	50年—45年	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
一次産業	6,111	7,354	10,075	△ 1,234	△ 2,721	
二次産業	18,737	18,106	17,827	631	279	
三次産業	30,901	27,517	24,294	3,388	3,219	

と、過密過疎問題が解消していないこと
からいたしかたのないことであろう。

しかし、これらの問題を引き起こして
いる構造は大きく変化している。

第一に産業構造の変化である。サービ
ス経済化の進展ということで、産業のウ
ェイトは第三次産業に大きく移りつつあ
る。表1に示すように、昭和五十年と
五十五年を比較して就業者数が大幅に伸
びているのは第三次産業だけである。ま
た第二次産業においても、直接生産にタ
ッチする部門から情報管理、研究開発、
販売などのサービス部門にウェイトが移
りつつある。

また、第二次産業内の業種の構成に注
目すると、そこにも大きな変化が生じて
いる。昭和四十八年秋の石油ショックを
契機に石油化学・鉄鋼等の重厚長大路線
は衰退し、IC技術を活用した加工組立
産業中心の軽薄短小の時代に變化してい
る。高度成長末期に作られた重化学コン
ビナート用の工業団地は売れ残り、臨空
工業地帯と大都市周辺の様々な業種が集
積している工業地帯が成長している。

このような産業構造の変化は高度情報
化の進展とともに、産業立地を促進する
基盤整備の内容を變化させつつある。下
河辺淳氏によると、昭和三十五年当時、
工場立地の一貫した理論が無いなかで試
行錯誤を繰り返しながら、全国総合開発

計画をはじめとして様々な計画や構想が
創られたということであるが、現在は第
三次産業、第二次産業のサービス部門、
あるいはそれらの中核となる中枢管理機
能の立地に関して一貫した理論が無いな
かで試行錯誤を繰り返さなければならな
い状況である。

第二の大きな構造変化は、国際化の進
展である。日本は世界のGNPで一割を
占めるようになり、科学技術の面でもキ
ャッチアップの時代からファーストラ
ナーの時代へと變化している。外国の企
業や政府機関の事務所、あるいは研究所
や工場が増加しつつあり、その多くが東
京に立地している。

これにより、東京の中核管理機能はま
すます拡大しつつある。このことは地方
への産業分散という政策とは反するが、
例えば東京国際金融市場を強化しなけれ
ばならない、といった主張に見られるよ
うに、国際社会の中での役割分担という
視点が重要になってくる。すなわち、こ
れまでの産業配置政策では国内の地域間
のバランスが最も重視されてきたが、今
後、国際社会での役割分担も重視される
ようになり、この二つの側面が矛盾する
場合も生じてくる。

これまでは国内の各自治体間で産業誘
致合戦が繰り広げられてきたが、今後、
外国の自治体とのライバル関係も重要に

なってくる。

第三の構造変化は、就業者数に関する
ものである。これまで大都市の就業者数
は、地方からの大量な社会移動により増
加してきた。そしてこのことが地方では
過疎問題を、大都市では過密問題を引き
起こしてきた。しかし、今後は大都市で生
れ大都市で育った人達が続々と就業の年
齢に達し、大都市で仕事の場を求めよう
になる。石油ショック以降、社会移動
はかなり減少しているため、今後の大
都市の就業者の増はかなりの部分がこれら
の大都市育ちの若者によることになる
予想される。別の言い方をすれば、
今後地方から大都市への社会移動が増大
しなくても、大都市の就業者数は増加す
るのである。

これまでの地方への産業分散政策は、
地方に就業の場を増やすことで地方から
大都市への社会移動の流れを減小させよ
うというものであった。それでは、この
同じ政策が大都市で増大する就業者を地
方へ移動させる、という逆の流れを作り
出すことができるのだろうか。また、そ
もそもそういう流れを作り出すことが望
ましいのだろうか。

これまで見てきた三つの構造の変化は
それぞれ大都市、特に東京への産業集中
を促すものであった。
そして、大都市の限界について首都圏

整備基本計画があげている項目について

検討するならば、地震等の災害の問題を
除けば、環境の問題も水等の資源問題も
かなり緩和されつつある。さらに社会移
動の減少により過密問題と過疎問題がリ
ンクしたものはなくなっていることを
考え合わせるなら、地方への分散だけでな
い、大都市における積極的な産業政策を
考える時機にきているといえる。もちろ
ん過密問題が十分に解消されているわけ
ではないので、人口増が比較的落ち着いた
てきたという外的条件の変化を生じなが
ら大都市の根本的な都市づくりを進めな
ければならない。そしてその中に産業政
策も折り込まねばならないのである。

以上、国の産業配置政策の考え方を整
理するとともに、やや先回りの議論では
あるが、今後の産業の配置に大きな影響
を与える三つの構造変化について述べて
きた。次に、このようなマクロの枠組の
中で各自治体がどのように産業誘致を進
めているのかを整理する。

五——企業誘致施策の現況

自治体の企業誘致の現況を施策別に整
理すると次のとおりである。

①——企業誘致貸付金

企業の多額の資金需要に対し、預託と

いう形で、比較的少額の予算で、地方自治体の信用力を活用して大量の融資が行えること、地元金融機関の活用を図れること等から、融資事業は、企業誘致施策の一つの柱とされてきている。

⑦概況

全国で企業誘致関係貸付金が予算措置または制度化されている都道府県は、昭和五十八年度現在二九道府県であり、三大都市圏およびその周辺の県を除くほとんどすべての地域に分布している。

⑧貸付対象者

ほとんどが一般の企業を対象としているが、中には誘致企業の労働者の住宅貸付金を貸付けるような例(山口県や、対象を中小企業に限っているものもある)。

⑨貸付枠

一〇億円以上の多額な貸付枠を有している団体をみると、千葉県を除き、北海道、鳥取県、熊本県、石川県、福井県など比較的工業化の途上にある団体が多い。

⑩貸付基準および貸付条件

企業誘致関係貸付金の貸付基準は、ほとんどが用地の取得、造成費および設備資金に係る所要額の全部または一定割合である。

⑪限度額

一件当たりの貸付限度額は、一億円前後のものが多いが、これを大きく上まわる限度額のものもある(鳥取県八億円、

三重県五億円など)。

⑫貸付金利

貸付金利については、年利三%台のものから七%台のものまで様々であるが、いずれも財政投融資資金の基準金利と比べてかなり低く設定している。

⑬償還年数および据置期間

償還年数については一〇年、据置期間については二年というのが通例であるが、償還年数七年、据置期間一年としている団体もある。

⑭預託の状況

地方公共団体の制度金融の方法としては、地方公共団体が一定の金額を指定金融機関等の地方公共団体と関係の深い金融機関に預け、これをベースに、金融機関が企業に資金を貸付けるという方法がとられることが多い。地方公共団体は、信用保証協会等により、その信用保証等を行うとともに、金融機関への預金は比較的低位に押さえ、その代わり企業への貸付金利を引下げる等の形で行なわれている。したがって、預託の金利が低いほど、また預託額が大きいほど貸付金が大きくなり、また金利等の貸付条件も企業にとって有利になる。

預託額は一億円未満から一〇億円以上まで、かなりの幅がある。また預託率についても大半が三%未満であるか、預託額、地方公共団体と金融機関との関係の

度合等により、かなりの差異がある。

①企業誘致関係利子補給

企業誘致のために、企業に対し低利貸付けと同様の効果があるのが利子補給であり、富山県、福井県等で制度化されている。

また、市町村および土地開発公社に対する企業誘致関係の利子補給も制度化されているところもあるが、これらは、工業団地造成を行った市町村および土地開発公社等の金利負担を軽減するために行われている。

②税の減免措置

都道府県が企業に課す主な税目は、道府県民税、法人事業税、不動産取得税などがあり、また市町村が企業に課す主な税目は、市町村民税、固定資産税、都市計画税、事業所税などである。

地方公共団体は、地方税法第六条に基づき、「公益上その他の事由に因り」、課税を免除したり、不均一の課税を行うことができる。しかし、このような課税免除または不均一課税は、課税の公平上の観点等から、一定の限界がある。また、これに伴う税の減収が財政に与える影響も大きい。

このため各種地域立法では、一定の税の減免措置に伴い税の減収となる部分に

ついて一定の割合を地方交付税で補填する措置を規定しているものもあり、これにより、地域立法による指定地域のほとんどの団体では、地方交付税補填限度額いっぱい措置が行われている。

例えば、低開発工業開発地域に指定されている新潟県和島村、鹿児島県鹿屋市では、低開発工業開発地域開発促進法による地方交付税金の補填が受けられる規模および期間、すなわち、工業生産設備の取得価格一、五〇〇万円以上の事務所に対して三年間、固定資産税を免除する制度を設けている。

③企業誘致補助金

伝統的に地方公共団体の商工行政においては、農水行政と異なり制度金融等の融資が中心であり、また補助制度がある場合も、地場産業の振興や設備の近代化など、主として中小企業向けのものが中心であった。これは行政の役割として特定の企業活動に支援策を講ずることが必ずしも要請されなかったこと、特に住民の税金を再配分して補助することまでは要求されなかったからである。

しかし、地方を中心に、雇用の確保、地域活力の向上等に直接つながる大企業あるいは成長企業にターゲットを絞り、融資よりも直接的な助成策としての補助金の給付制度が現われてきた。

⑦現況

企業誘致関係補助金は、三大都市圏を除くほとんどの道府県で制度化されており、もはや例外ではなく一般的手法になってきている。

④補助対象

特定の工業団地を対象とするもの（新潟県、石川県など）や特定の地域（電源地域、テクノポリス地域など）を対象とするものや、特定の業種を対象とするものなど、対象を絞り込んで制度が設けられているものが多い。

⑤予算額

企業誘致関係補助金の予算措置については、実際の予算措置は、企業の立地時点で補正予算で対応する団体がある一方、予算措置はしていても、企業立地が少ないため予算を必要としない場合もあり、単に予算額の多少で各団体の補助金の性格を論ずることはできないが、予算額を見る限りでは、九州および北陸地方の団体において、大型の補助金が制度化化されている。

⑥交付基準

交付基準は、補助金の補助対象および使途目的により異なるが、同じ補助対象および使用目的でも、交付基準が団体により異なる。

①工場の床面積を基準とするもの

主として工場面積割合は生産施設、環境

施設等の整備に対する補助である。この基準で補助を行っている都道府県は一四

団体であり、1㎡当たりの交付基準額は、一、〇〇〇円から七、五〇〇円で、二、〇〇〇円が六団体で最多である。

①雇用者数を基準とするもの

雇用者割合は工場面積割合のような使途制限のない交付金的なものが多く、この基準で補助している都道府県は一五県であり、一人当たりの交付基準は五万円から四〇万円と幅がある。また、この中には単に雇用者数を基準とするのではなく、地元雇用者数、新規雇用者数等として、定人数を超える雇用者について補助金を交付するなど、地域の雇用増となるものを補助対象としている団体も多い。

②地方税の減免相当額

一部の団体では、地域立法による地方税の減免と同様の措置を指定地域外にも及ぼすため、事業税、固定資産税等の一部または全部に相当する額を補助金として交付している。

③交付条件

一定の雇用増のほか、工場面積、投下資本、一定期間以内の操業等を義務づけている団体も多い。

④限度額

補助金の限度額については、あまり少額すぎても補助効果も少なくなってしまう反面、高額すぎても他の補助金や施策

との均衡を失する恐れもある。限られた予算の範囲内で、住民の納得のいく範囲内で十分な効果があげられるよう定められるべきという一般的な原則があるのみで、個別の補助限度額の適否についての判断はなかなか困難な状況にある。

各団体の補助金額をみると、石川県や北海道の先端産業立地促進条例に基づく補助金の一〇億円の限度額のような大型補助も出てきている。

⑤新しい方式による用地提供

工業団地に対する企業の多様なニーズに対応するとともに、工業団地の分譲をより一層進め、未分譲の工業団地の所有に伴う財政負担を軽減するため、各種の分譲方式が現れてきている。

企業の土地取得に係る金利負担を軽減するために、低利で数年間の分割払いを認める「割賦払い方式」や地域への波及効果の度合により分譲価格を割り引く等従来から行われてきた方式のほか、用地を分譲するのではなく、賃貸を行うリース方式も採用されはじめている。

また、立地企業の注文があつて始めて相手の希望により造成を行う「オーダーメイド方式」や、ある程度の整備だけは事前に行い、立地企業の内容によつて造成する「イージーオーダー方式」も採用されてきている。更には用地を信託銀行

等に信託し、用地の造成・賃貸等の管理をまかせ、その収益を信託配当として受け取る「土地信託方式」も具体化に向けて検討されている。

⑥企業立地説明会等のPR事業

企業の立地説明会については、各都道府県ごとに、三大都市圏において開催するほか、各地域で工業団地等の視察会を説明会とあわせて行っている。また、地域振興整備公団や日本立地センター等の企業誘致関係機関の実施する説明会に参加している。更に最近では、こうした説明会を欧米等海外でひんばんに開催することに、外国企業の誘致も図っている。

このほか、企業誘致を積極的に進めるため、専門の企業誘致担当課を設置したり、東京事務所等に専門の部署を設置、職員を配置している例が多い。これらの職員が企業への宣伝・お願ひというような通常の行政と企業との関係とは逆の事務を行わなければならないことから、機動的に行いうる体制がとられてきている。

⑦研究開発への助成

産業構造がいわゆる「重厚長大型」から「軽薄短小型」への変貌をとげつつある現在、地方公共団体においても中小企

表一 地域別立地選好理由（比率）

立地選好理由	全国	北海道	北東北	南東北	関東内陸	関東臨海	東海	甲信越	北陸	近畿内陸	近畿臨海	山陽	山陰	四国	北九州	南九州
原料調達 の利便	6	12	9	4	7	11	3	5	2	7	8	0	12	8	7	6
	7	9	5	5	2	4	8	6	9	9	9	6	13	12	3	6
	6	11	8	4	6	8	5	5	5	7	8	1	13	9	6	6
市場への 近接性	12	②20	7	8	②20	16	14	6	6	②13	②21	10	6	5	15	7
	12	②16	11	3	14	②16	14	11	16	9	9	12	7	6	15	②14
	12	②19	8	7	②18	②16	14	8	9	12	②17	10	6	6	15	9
労働力確保 の利便	12	5	①25	②19	11	8	7	17	14	7	6	10	②18	12	7	②15
	①24	11	②29	①37	①34	13	①29	①31	①23	①18	①26	②18	13	②15	①35	②14
	16	7	①26	①25	15	10	14	①22	17	10	13	11	②17	13	15	14
工業用水の 利便	1	0	1	3	0	0	0	1	5	2	1	1	3	0	0	4
	4	12	5	7	4	2	5	0	5	5	0	6	7	3	6	0
	2	5	2	4	1	1	1	1	5	3	1	2	4	1	2	3
取引先との 近接性	16	11	12	17	①21	②19	②19	14	12	①20	17	14	9	8	②20	11
	11	7	11	12	12	①20	13	10	9	②14	12	6	0	①21	9	12
	14	9	12	15	①20	①19	②17	13	11	②18	15	13	6	12	14	11
助成措置が ある	②17	8	13	①21	13	16	10	②20	①29	①20	13	②26	12	14	17	①22
	②21	①23	①37	②20	②18	14	②16	②21	14	①18	②18	①24	①27	①21	②21	①29
	②18	14	②20	②21	14	15	12	②21	①24	①19	14	②25	②17	②17	②18	①24
個人的事情	8	12	8	10	6	3	7	9	7	11	6	6	0	②16	3	7
	16	5	3	7	10	2	0	6	7	5	6	18	13	12	3	10
	7	9	6	9	7	3	5	8	7	9	5	8	4	15	3	8
地元だから	①24	①29	②21	16	20	①23	①34	①24	②22	18	①24	①31	12	①30	①27	①22
	10	5	16	15	6	9	10	13	②18	①18	②18	6	②20	6	6	8
	①20	①19	19	12	②18	②16	①26	20	②21	②18	①22	①26	15	①23	①21	②18
協同立地	3	0	4	0	1	3	5	2	1	2	5	0	①27	5	1	6
	3	4	3	3	0	11	5	0	0	5	3	6	0	3	3	4
	3	1	4	1	0	6	5	1	1	3	4	1	①19	5	2	6
臨海立地	1	2	0	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	2	0
	2	9	5	2	0	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	1	5	2	2	0	5	0	1	1	0	0	1	0	1	2	1
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

..... 上段・立地大前提（重要度第1順位のもの）としての選好比率
 中段・立地小前提（重要度第2順位のもの）としての選好比率
 下段・合計の選好比率

①地域別の選好理由順位第1位
 ②地域別の選好理由順位第2位

この疑問に答えてく
 れるものとして、通産
 省の実施した「工業立
 地動向調査」がある。

以上、企業誘致の現
 況の概観でわかるよう
 に、各自治体は企業誘
 致のための各種助成策
 をもうけ誘致合戦をく
 り広げているが、これ
 らの助成策が企業の立
 地の意思決定に際して
 どの程度作用している
 のであるか。

六 企業立地行 動と助成策

既存の企業を対象と
 する場合が多いとはい
 え、新しい形の企業へ
 の体質変化を図ること
 から、広い意味での企
 業誘致施策といえる。

業に対して助成を行
 うことにより、設備、研
 究費等の負担を軽減し、
 企業のこうした転換を
 図ることが多くなって
 きている。

この調査では新規に立地した企業に対して立地地域選定理由についての調査を行っており、立地地域選定理由として想定される一〇項目を提示したうえで、立地の大前提・小前提を選択させている。

表1-2は、立地地域選定理由と全国一五区分地域をクロス集計したうえで、各地域ごとの総立地数を一〇〇とした選好比率をそれぞれの立地地域選定理由について算定した表である。この分析でわかるように、「助成措置がある」は、大前提として評価を得ている地域も少なくないが、ほとんどの地域では小前提として高い選好率を得ている。このことから、企業立地の選定理由として、「助成措置があること」は、すべての地域で考慮されているものの、副次的な要素として評価され、地域の決定の決め手とはなっていないことがわかる。特に、関東内陸および関東臨海では、選定理由として「取引先との近接性」「市場への近接性」が高く「助成措置」は重要な立地理由として受け止められていないことがわかる。したがって、これらの地域においての企業誘致策としては、単に「助成措置」を講じることより、むしろ「市場への近接性」等この地域への立地の大前提要因をさらに高めることが有効な方策といえよう。

七——企業誘致策の方向

地方公共団体にとって、企業が誘致できればどのような企業であっても構わない。また誘致するためには他の団体に對抗して税の減免・補助金等の資金援助型誘致策を単純に推し進めればよいと考えるとすれば、それは望ましいこととはいえないであろう。

言うまでもなく、企業誘致施策は本来住民福祉の増進を究極的な目標とする地方公共団体の「まちづくり」や「地域づくり」のための政策手段の一つにすぎない。したがって、企業誘致のための施策を、「まちづくり」や「地域づくり」といった総合的な目標の下に位置づけるとともに、都市の活力を高めるといふ観点から、施策分野相互間の有機的な結合にも十分配慮して推進していくことが必要である。その上で、事業の緊急性、優先順位に配慮して重点的な財源配分を行うこと。また、限られた予算額で広範な行政効果が期待できる施策を行うことなどを中心に、効率的な企業誘致のための施策を展開することが必要である。

本市でもみなとみらい21地区、港北ニュータウン地区等の都市づくりプロジェクトを推進し、首都圏の核都市としての機能を高めるため「活力ある街づくり促進事業」として海外の企業も対象に含め

た、各種PR活動を行ってきているところであるが、今後はさらに次の視点に基づき誘致活動を充実していくことが肝要と思われる。

①—居住環境の整備

産業構造は、付加価値の高い知識集約型の産業を中心とする形態へ移行しているが、このような産業形態においては、モノ、資源等の「ハード」よりも、知識サービス等の「ソフト」の評価が相対的に高まり、ソフトの投入度が高まらず製品の価値を左右していくことになる。このため、企業においても、より高度で創造的な方面への労働力の活用を図ることが重要な課題となってきた。

したがって、このような都市型の付加価値の高い企業を誘致するためには、企業で働く優秀な技術者や研究者等が、進んで地域に定住するような生活環境や文化環境の充実、整備を進め地域全体の魅力を高めることが重要である。

今後、ますます重要になってくる外国企業の誘致についても同様であり、子弟の教育、医療・レジャー施設をはじめ、外国人の住みやすい環境づくりが求められる。

企業が立地する要因には極めて多くのものがあるが、長期的に見て地域社会の中に根づくことを望んでおり、今後はま

ずまず、生活環境、様々な情報への近接性等の条件を備えた総合的な居住環境の整備を進めることが企業誘致の成否を決める重要な要因となる。その意味で、魅力ある「まちづくり」や「地域づくり」こそ企業誘致の要となる時代にきているといえる。

②—PRの充実

企業に対する説明会、企業の立地担当者との交流、誘致対象企業の取引先金融機関との交流、個別的な企業分析、パンフレット・スライド等のPR資料の整備等、きめの細かい誘致活動をより活発に行うことが重要である。特に本市は高価値という企業立地のマイナスイメージをもつ反面、高度な技術の集積、港・空港・鉄道等による海外および国内主要都市へのアクセスのよさ等プラスの要因を多く有している。したがって企業に対する行政の姿勢を含め、これらのプラス要因を広くPRすることは潜在的立地需要の発掘という意味においても、かなりの効果がある。また国際化する経済へ対応し、横浜を環太平洋の拠点として発展させていくためにも海外へのPRは重要であり、海外での企業交流会への参加、プロジェクトの説明会等の戦略的施策がより重要である。一週間に一社のペースで外国企業の日本立地がなされている現在、その

タイミングにあるといえよう。

⑤—情報インフラ等の新しい産業基盤の整備

企業が横浜に立地しようという動機は、コストの切り下げではなく、付加価値の拡大にあることから、企業の事業所のうち付加価値拡大を担当する事業所にとって活動しやすい基盤整備を行うことが重要であろう。本市は東京という世界屈指の大市場に隣接しているという点で

は、すでに申し分のない立地条件を有しているが、この優位性を高めるため、東京とのアクセスをより整備すると同時に、国内の主要都市や世界の主要都市とのアクセスをさらに高めることが必要である。

ひかり号の停車増加、幹線道路・鉄道の整備、空港対策といった交通インフラの整備に加え、テレポートの誘致、各種情報センターの設置、光ファイバー網敷設等の情報インフラの整備、および国

際会議場やコンベンション施設等の新しい産業基盤の充実が、今後の企業立地および本市経済の高度化の鍵をにぎっているといえよう。

先に述べたように大都市における産業政策が再評価される時機にきている。この時機に大都市の自治体の側から様々な政策を打ち出し、実施していくことが国の産業政策を変えたり、あるいは多様化させることになるであろう。そしてその一環として工業追い出し策も見直される

という流れを創り出すことが求められているのである。

〈参考文献〉

- ① 「新・企業誘致時代」 地域政策研究会編 昭和五十九年
 - ② 「企業の誘致・誘導の現状と動向」 中島清 昭和六十年
 - ③ 「工業立地動向調査報告」 通産省 昭和五十八年
 - ④ 「研究開発型企業団地等立地動向調査」 神奈川県 昭和六十年
- △五島Ⅱ都市計画局総務部調査課主査／金子Ⅱ同課▽